

# 香川県報



第 25 号

平成 17 年

3月29日(火曜日)

## 目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告示  
字の区域に編入する旨の届出  
（自治振興課） 一

●平成十二年香川県告示第七十九号（口頭により開示請求を行うことができる  
個人情報）の一部改正  
（県民参画課）

平成十二年香川県告示第六百二十七号（香川県情報公開条例の実施機関が定  
める法人）の一部改正  
（健康福祉総務課） 二

生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定  
（障害福祉課）

身体障害者福祉法施行令の規定による医師の指定の辞退  
（障害福祉課）

身体障害者福祉法施行令の規定による医療機関の指定の辞退  
（水産課） 三

漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅（七件）  
（道路保全課）

道路の供用開始（三件）  
（道路保全課） 四

道路の区域変更及び供用開始（四件）  
（ ） 六

道路の区域変更  
（ ）

告示  
県営土地改良事業に係る換地処分  
（土地改良課）

選挙管理委員会告示  
（ ）

●公職選挙法施行令の規定による老人ホームの長が不在者投票管理者となるべ  
き老人ホームの指定  
（ ）

告示  
（ ）

香川県告示第二百一十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、次の表  
の下欄に掲げる土地を当該上欄に掲げる字の区域に平成十七年三月三十日から編入する旨  
綾上町長から届出があった。  
平成十七年三月二十九日

香川県知事 真鍋武紀

上欄	下欄
綾歌郡綾上町山田下字正司	綾歌郡綾上町山田上字寺ノ内甲三六一の一部、甲三 六二の一部、甲三六三、甲三六四の一部、甲三六五 の二の一部、甲三六六の一部及びこれらの区域に隣 接する道路・水路である町有地の全部
綾歌郡綾上町山田上字寺ノ内	綾歌郡綾上町山田下字正司一〇の一部、一一の一部、 一二の一部、一三の一部、一四の一部、一五の一部、一六 の一部、一七の一部、一八の一部、一九の一部、二〇の 七の一部、二一の一部、二二の一部、二三の一部及びこ れらの区域に隣接する道路・水路である町有地 の全部
綾歌郡綾上町山田上字川北	綾歌郡綾上町山田上字寺ノ内甲四二九の二の一部及び これに隣接する水路である町有地の全部並びに甲 四二九の二の地先の水路である町有地の一部
	綾歌郡綾上町山田下字正司四五の四、四六の二及び これらの区域に隣接する水路である町有地の全 部

香川県告示第二百一十号  
平成十二年香川県告示第七十九号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）  
の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。  
平成十七年三月二十九日

香川県知事 真鍋武紀

「香川県個人情報保護条例（平成十一年香川県条例第一号）第二十条第一項」を「香川  
県個人情報保護条例（平成十六年香川県条例第五十七号）第二十七条第一項」に、「個人  
情報」を「保有個人情報」に改め、表中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同表林  
業改良指導員資格試験の項を削り、表クリーニング師試験の項の次に次のように加える。

ふぐ処理師試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日から一月間	健康福祉部生活衛生課
---------	-------------	-------------	------------

表改良普及員資格試験の項を削る。

香川県告示第二百三三号

平成十二年香川県告示第六百二十七号(香川県情報公開条例の実施機関が定める法人)の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

「財団法人香川県産業交流センター」を削る。

香川県告示第二百四号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	事業所(施設)の名称及び所在地	事業者(開設者)の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一六、一二、二五	有限会社ケア・サービス丸亀指定訪問介護事業所 丸亀市中府町二丁目四三〇	有限会社ケア・サービス丸亀 丸亀市津森町一〇番地一	訪問介護
平成一六、一二、二五	有限会社ケア・サービス丸亀福祉用具貸与事業所 丸亀市中府町二丁目四三〇	有限会社ケア・サービス丸亀 丸亀市津森町一〇番地一	福祉用具貸与
平成一六、一二、二五	有限会社ケア・サービス丸亀指定居	有限会社ケア・サービス丸亀	居宅介護支援事業

平成一七、三、一	指定居宅介護支援事業所 丸亀市中府町二丁目四三〇	丸亀市津森町一〇番地一	居宅介護支援事業
平成一七、三、一	指定居宅介護支援事業所 東かがわ市松原一七〇番地一五	有限会社ファインケア 東かがわ市松原一七〇番地一五	居宅介護支援事業
平成一七、三、一	グループホーム 悠せんねん村 香川郡香南町西庄六九二番地一	悠悠有限公司 香川郡香南町西庄一八二番地一	痴呆対応型共同生活介護
平成一七、一、二〇	綾歌町指定居宅介護支援事業所 丸亀市綾歌町栗熊七八二番地	社会福祉法人綾歌町社会福祉協議会 丸亀市綾歌町栗熊七八二番地	居宅介護支援事業

香川県告示第二百五号

身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号)第三条第二項の規定により、医師の指定の辞退の予告があった。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

予告期間満了年月日(辞退年月日)	医師の氏名	障害の種類	所属病院又は診療所の名称	所在地
平成十七年四月十日	神原 讓	聴覚、平衡、音声・言語、そしゃく	神原医院	三豊郡山本町大字辻三九〇二

香川県告示第二百六号

身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号)第二十四条の規定により、医療機関の指定の辞退の申出があった。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

辞退年月日	医療機関の名称	所在地	担当すべき医療の種類
平成十七年三月三十一日	医療法人仁寿会吉田病院	丸亀市宗古町五	整形外科に関する医療

香川県告示第二百七号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第一号の規定により、津田加入区について、平成十三年香川県告示第百七十四号による保険に付すべき義務は、平成十七年三月二十六日限り消滅したので告示する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県告示第二百八号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第一号の規定により、小田加入区について、平成十三年香川県告示第百七十四号による保険に付すべき義務は、平成十七年三月二十六日限り消滅したので告示する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県告示第二百九号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第一号の規定により、鴨庄加入区について、平成十三年香川県告示第百七十四号による保険に付すべき義務は、平成十七年三月二十六日限り消滅したので告示する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県告示第二百十号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第一号の規定により、庵治加入区について、平成十三年香川県告示第百七十四号による保険に付すべき義務は、平成十七年三月二十六日限り消滅したので告示する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県告示第二百十一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第一号の規定により、丸亀加入区について、平成十三年香川県告示第百七十四号による保険に付すべき義務は、平成十七年三月二十六日限り消滅したので告示する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県告示第二百十二号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第一号の規定により、観音寺加入区について、平成十三年香川県告示第百七十四号による保険に付すべき義務は、平成十七年三月二十六日限り消滅したので告示する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県告示第二百十三号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第一号の規定により、伊吹加入区について、平成十三年香川県告示第百七十四号による保険に付すべき義務は、平成十七年三月二十六日限り消滅したので告示する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県告示第二百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。  
その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年三月二十九日から同年四月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道（一般）

二 路線名 本山停車場線（二百二十九号）

三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊郡豊中町大字本山甲字岡田二二九番一 地先から 三豊郡豊中町大字本山甲字岡田二〇八番一 地先まで	五・五 七・〇	六二	平成十年香 川県告示第 百十六号で 変更した区 域の一部

四 供用開始の期日 平成十七年三月三十一日

香川県告示第二百十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年三月二十九日から同年四月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道(主要地方道)

二 路 線 名 観音寺池田線(五号)

三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
観音寺市観音寺町字国芳甲四七一番一三 地先から 観音寺市村黒町字西屋敷七七三番一 地先まで	二二・〇 三八・〇	二七四	平成十一年 香川県告示 第五百三十 六号で変更 した区域の 一部

四 供用開始の期日 平成十七年三月三十一日

香川県告示第二百十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年三月二十九日から同年四月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道(主要地方道)

二 路 線 名 土庄内海線(二十六号)

三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
小豆郡土庄町大部字ロクロバ甲三五四七番 一地先から 小豆郡土庄町大部字丸山甲七七番一 地先まで	二二・〇 四〇・七	四七〇	平成十二年 香川県告示 第百六十一 号で変更し た区域の一 部

四 供用開始の期日 平成十七年三月三十一日

香川県告示第二百十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年三月二十九日から同年四月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道(一般)

二 路 線 名 牟礼中新線(百五十五号)

三 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考

高松市春日町字浜免一五三九番一 地先から			前	八・二 二・三・〇	二二〇	
高松市木太町字東新開二八三三番 三地先まで			前	一四・〇 五二・六	二二六	平成十五年 香川県告示 第五百五十 号で変更し た区域
後	二七・〇	二五・〇	二二〇			

四 供用開始の期日 平成十七年三月三十一日

香川県告示第二百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となつた道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年三月二十九日から同年四月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路 線 名 観音寺港観音寺停車場線（二百三十九号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
観音寺市観音寺町字下井甲一五二 二番一八地先から	前 一五・七 後 二七・八	一六・〇 二八・〇	五三	道路維持修 繕工事に伴 う現道拡幅 のため
観音寺市観音寺町字上新開甲一一 三六番一三地先まで	前 一五・七 後 二七・八	一六・〇 二八・〇	五三	

四 供用開始の期日 平成十七年三月三十一日

香川県告示第二百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となつた道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年三月二十九日から同年四月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 国道（一般）
- 二 路 線 名 四百三十六号
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
小豆郡内海町橋字串ノ浦乙三番四 地先から	前 一一・〇 後 一七・〇	一七・〇 三〇・六	四二	道路防災工 事に伴う現 道拡幅
小豆郡内海町橋字串ノ浦乙三番四 地先まで	前 一一・〇 後 一七・〇	一七・〇 三〇・六	四二	

四 供用開始の期日 平成十七年三月三十一日

香川県告示第二百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となつた道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年三月二十九日から同年四月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 坂手港線（二十八号）
- 三 道路の区域

区 間	変更前後別		延長 (メートル)	備考
	前	後		
小豆郡内海町坂手浜甲一八三八番一〇地先から 小豆郡内海町坂手波戸ノ上甲二一番三地先まで	二・三・八	一・六・〇	五七	道路防災工事に伴う現道拡幅
	二五・八	三九・四		

四 供用開始の期日 平成十七年三月三十一日

香川県告示第二百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年三月二十九日から同年四月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 観音寺普通寺線（四十九号）
- 三 道路の区域

区 間	変更前後別		延長 (メートル)	備考
	前	後		
三豊郡高瀬町下勝間字下土井二三番三地先から 三豊郡高瀬町下勝間字下土井二三番三地先まで	六・〇	一七・〇	三〇	道路改良工事に伴う現道拡幅
	七・〇	二二・〇		

平成十七年三月二十九日印刷発行

印刷発行所 香川 県 庁

(購読料月極二千五百円)

公 告

香川県告示第二百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成十七年三月二十二日経営体育成基盤整備事業（山田地区）第二工区の換地処分をした。  
平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第二十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により、老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき老人ホームとして次のとおり指定した。

平成十七年三月二十九日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
特別養護老人ホーム今津荘	丸亀市今津町一八六一	平成十七年三月二十二日